

ブロードバンド普及促進のための 競争政策について



2011年6月21日

KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

競争の重要性

- 「マルチネットワーク」の強固なインフラを全国に整備

競争促進の在り方

- 固定通信市場：設備ベースでの競争を促進するための各種ルール整備
- モバイル市場：競争上問題がある場合に必要最小限のルールを適用

NTTグループの独占性への対処

- 反競争的なグループ連携を防止

競争の重要性

通信インフラの強化

各事業者が設備競争を進めることを基本に、
通信インフラを強化しておくことが重要

東日本大震災における復旧・支援対応



車載型基地局の出動



中継伝送路の復旧

社会的貢献



節電による
auポイント付与

更に以下を検討

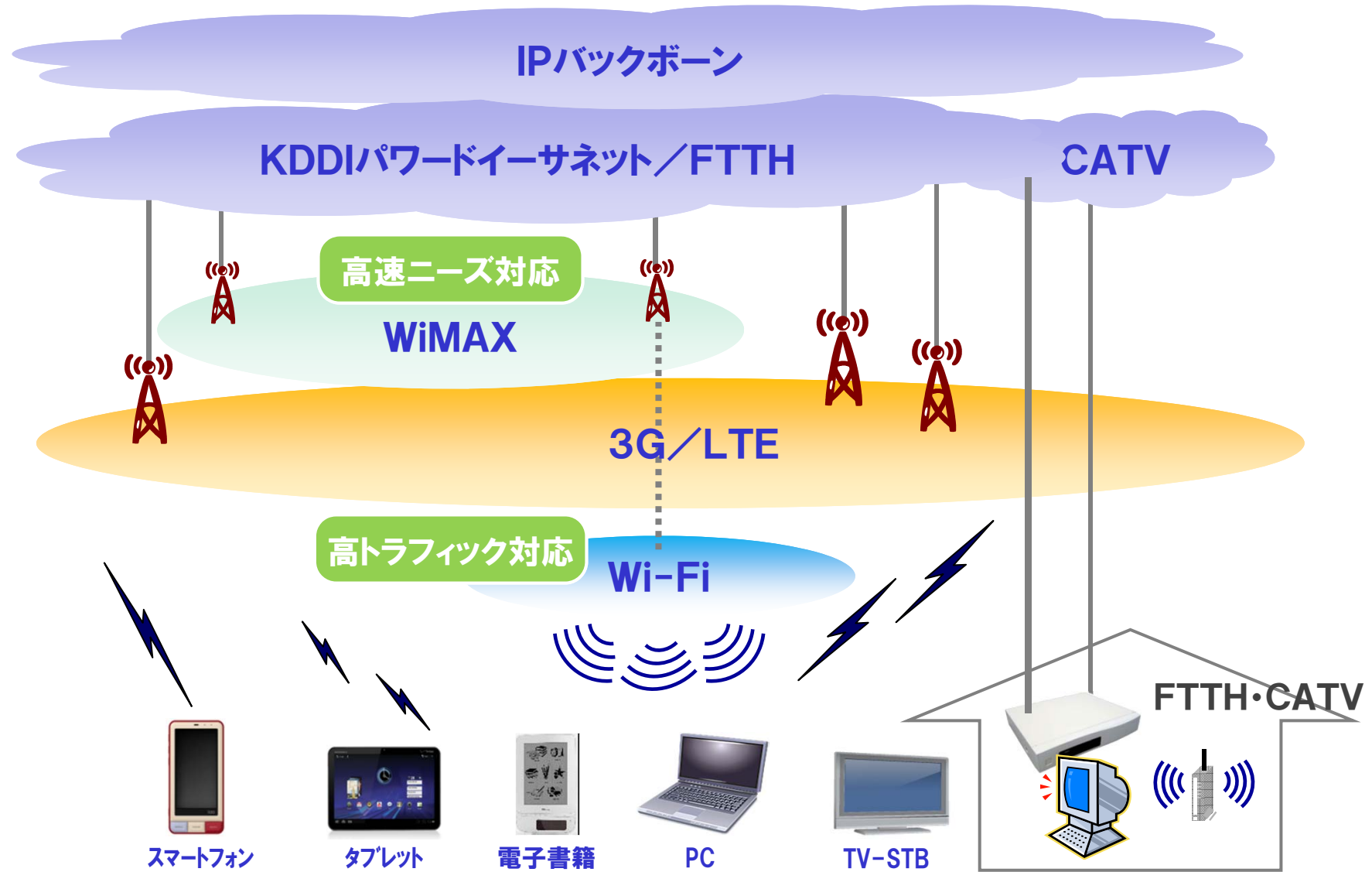
車載型基地局の増強
衛星回線の確保

コアネットワーク4ルート化
基地局バッテリー長時間化

通信規制の早期解除
の仕組み導入

など...

マルチネットワークへのシフト



競争の重要性

多様な事業者が設備ベースでの競争を通じて
さまざまな手段でブロードバンドの普及促進に貢献



固定通信市場における競争促進

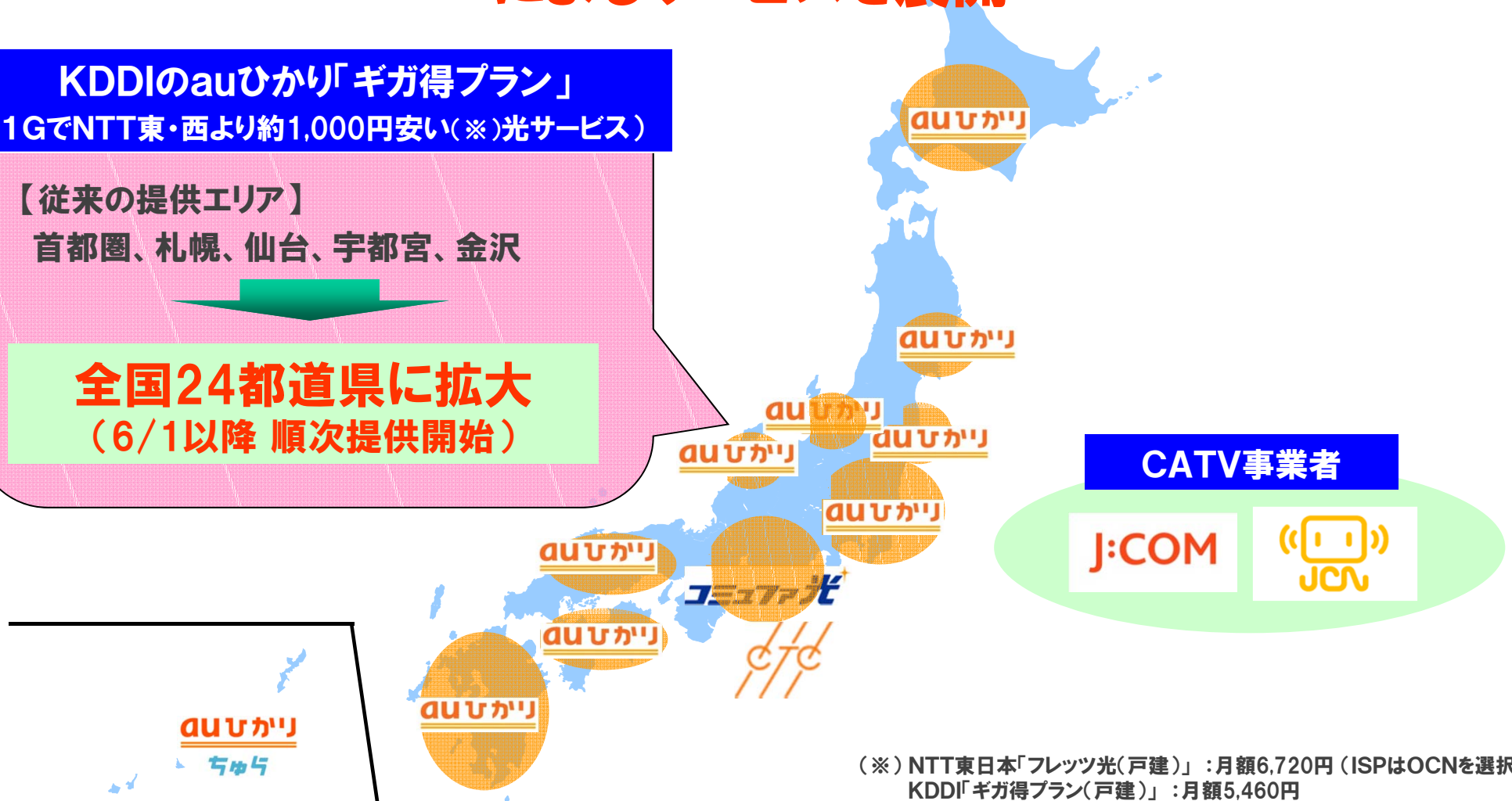
KDDIの固定通信サービスのエリア拡大

KDDIグループとして全国で自前設備・シェアードアクセスによるサービスを展開

KDDIのauひかり「ギガ得プラン」
(1GでNTT東・西より約1,000円安い(※)光サービス)

【従来の提供エリア】
首都圏、札幌、仙台、宇都宮、金沢

全国24都道県に拡大
(6/1以降 順次提供開始)



設備競争を促進するためには、..

コロケーション・中継ダークの利用ルール改善

問題点

- ・競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により エリア展開が不可能となるビル／区間が存在した場合、競争が進まなくなる。

具体的な要望事項

■ 競争事業者が一定期間内に利用可能となる仕組みの導入

- ・数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、「D」ランク※となっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みを導入。

※コロケーションスペース、芯線、電源、空調が不足している場合

■ 直近数ヶ月の設備計画の開示

- ・接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入。

競争事業者がネットワークの構築計画を建てる際に必要となる光配線区域情報の透明性担保と運用ルール

問題点

- ・光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっているが、**タイムリーに最新の情報が入手できない状況**(現状は3~4ヶ月かかる状況)。
- ・**配線区域内の世帯数が過少なケース**があるため、競争事業者が効率的にユーザーを集められず、事実上の参入障壁となっている。
- ・光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ増設による**無駄な「光主端末回線」設置**が発生し、競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケースがある。

具体的な要望事項

■**全国の光配線区域情報の事前開示**

- ・全国分の光配線区域情報について、WEB等でリアルタイムに最新の情報を開示。

■**適切な配線区域内世帯数の確保**

- ・最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数(NTT東:約50世帯、NTT西:約40世帯)を担保した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を検証して統合等により適正世帯数に拡大。

■**局外スプリッタ増設基準の明確化**

- ・同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全て埋まった後とする。

設備競争を促進するためのルール整備③

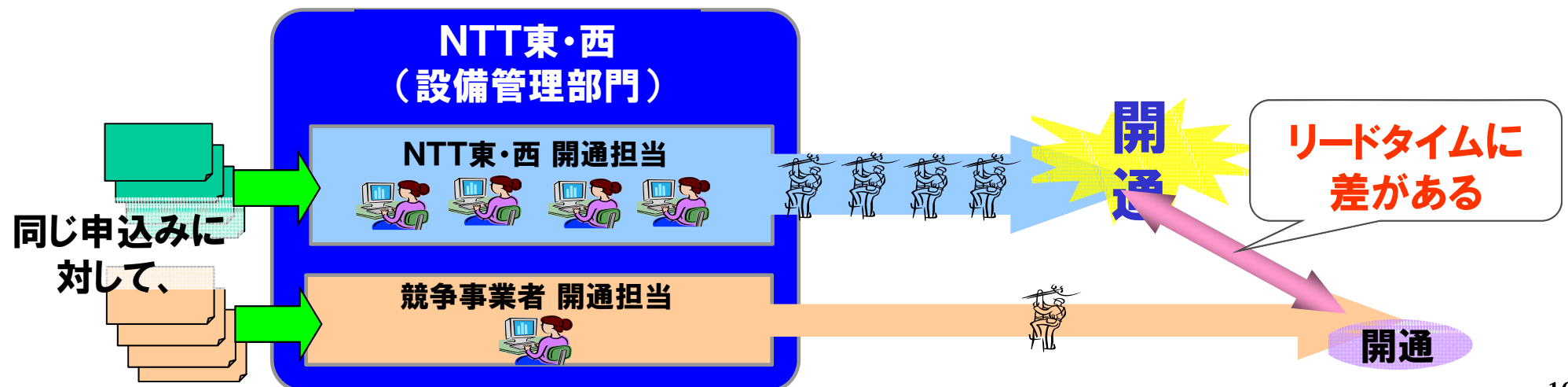
加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルール

問題点

- ・競争事業者のユーザーがNTT東・西に加入ダークファイバの開通申込みを行った際、**開通までに数ヶ月かかるケースが発生**したことがある。

具体的な要望事項

- 要員配置に関する社内ルールの策定・開示及びリードタイム実績の報告**
- ・NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証する。



地中化エリアにおける光ファイバーの開放

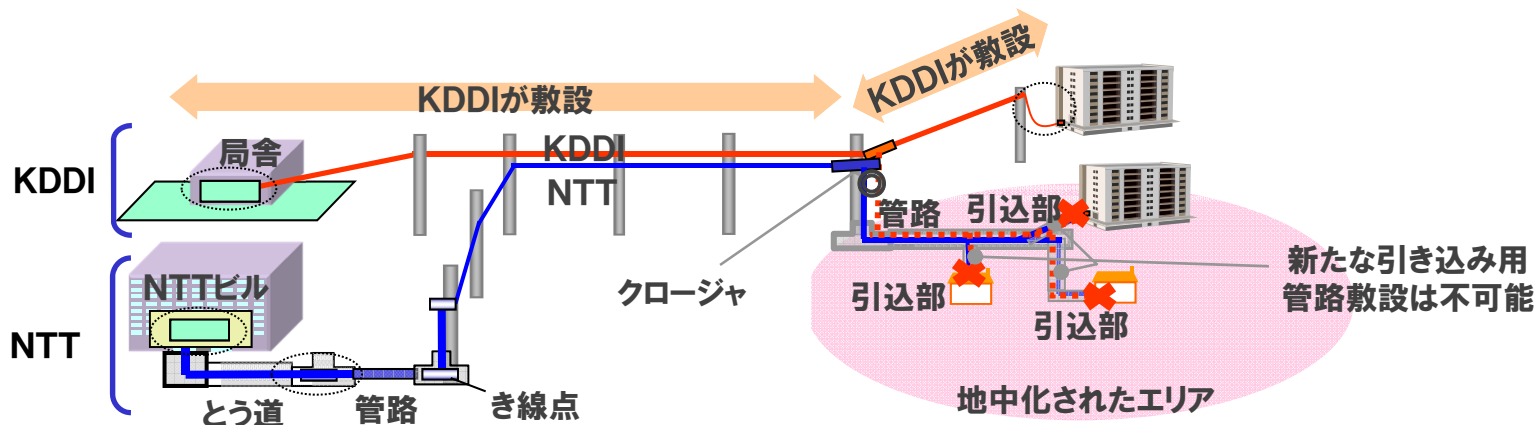
問題点

- ・「地中化による無電柱化」の進行に伴い、競争事業者がユーザへサービス提供することが不可能な状況となるケースが多く発生している。
- ・現状の接続ルールでは、ダークファイバを「NTT局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできない。

具体的な要望事項

■地中化エリアにおける光ファイバの部分開放ルールの設定

- ・「電柱(クロージャ)～管路～各戸」部分の光ファイバーを開放。



設備競争を促進するためのルール整備⑤

光屋内配線の転用に関する課題の解消

問題点

- ・NTT東・西がマンションデベロッパー等と提携して、独占的に棟内の光屋内配線を敷設する事例が増加。
マンション内ユーザーが競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能な状況。
- ・戸建て住宅での屋内配線転用スキームが規定されているが、一部エリアで転用率が低い等、実施が不十分。



具体的な要望事項

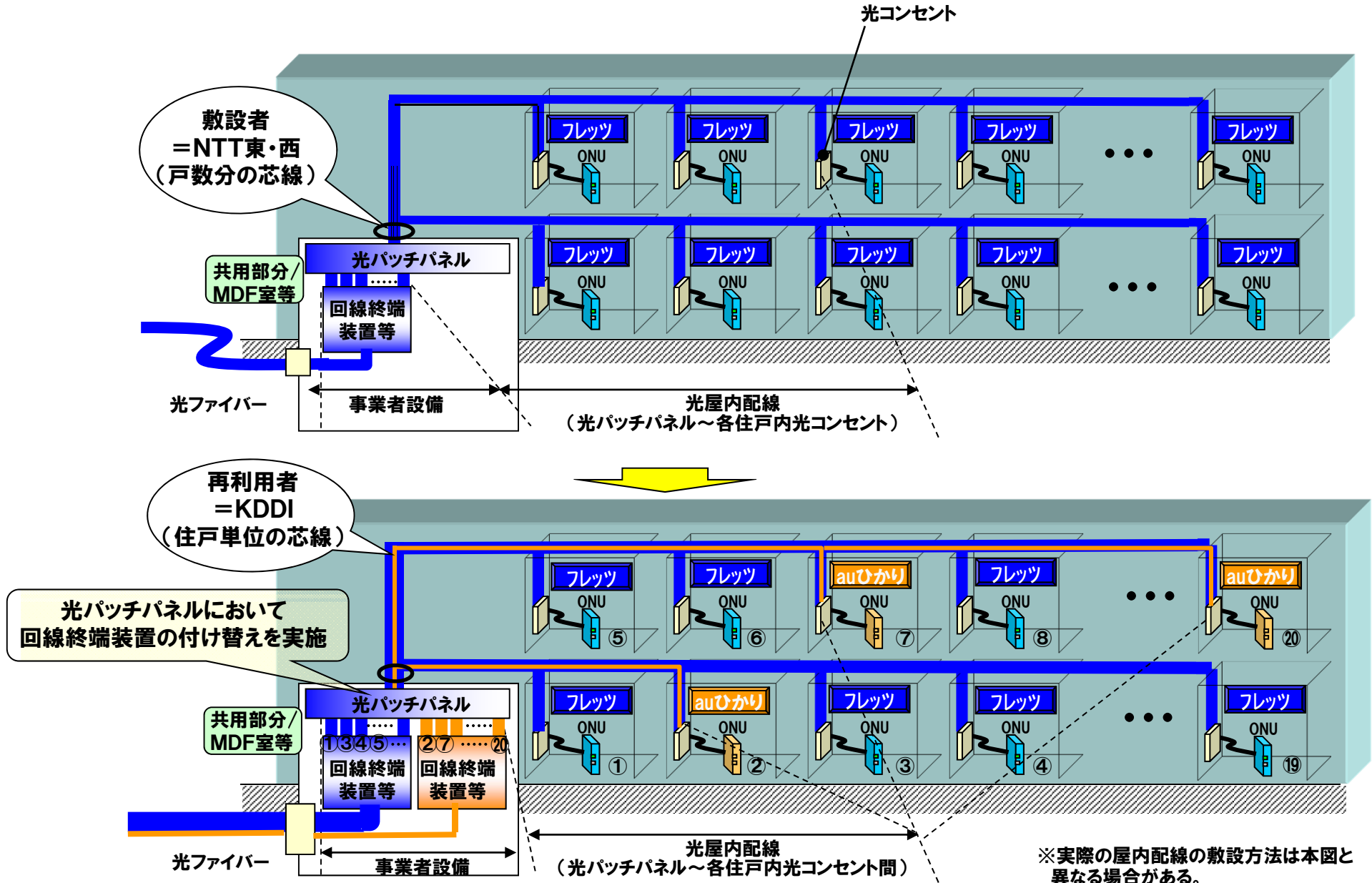
■NTT東・西が敷設した屋内配線を、住戸単位で再利用できるルールの設定

- ・新規に構築するマンションは、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースの確保。
- ・棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で他事業者に転用できるように指定設備化し、開放を義務化。

■屋内配線転用スキームの実施徹底

- ・屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を行ってもらう無派遣工事スキームも実施することで、ユーザー負担の低減を図ることが必要。

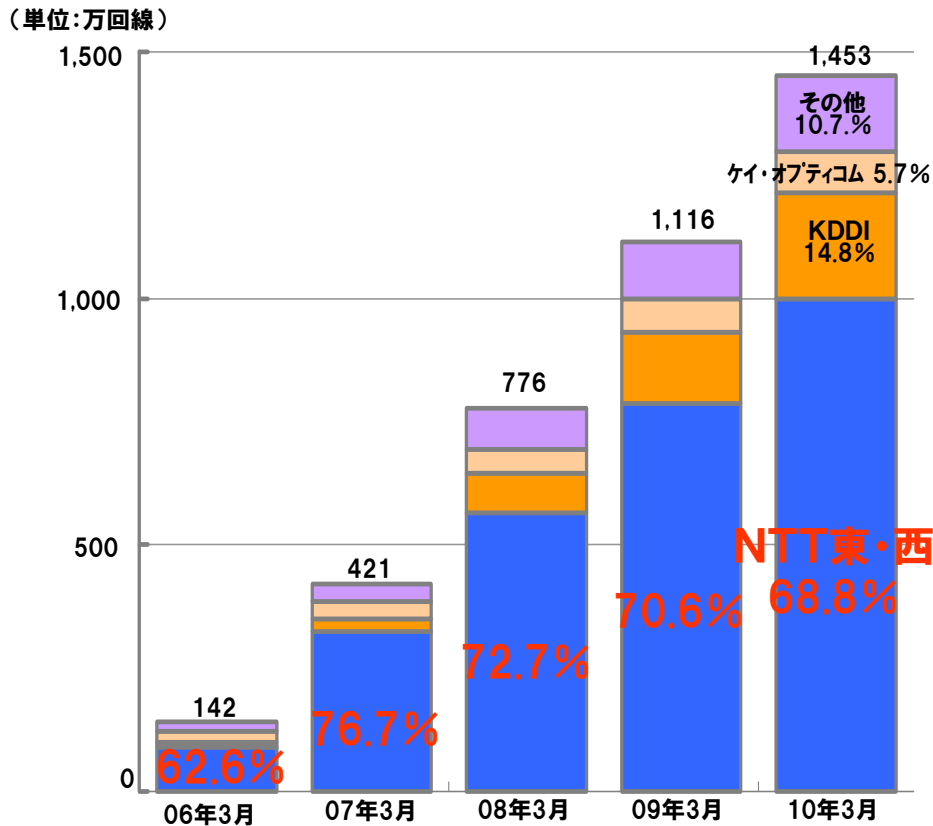
集合住宅における光屋内配線の転用イメージ



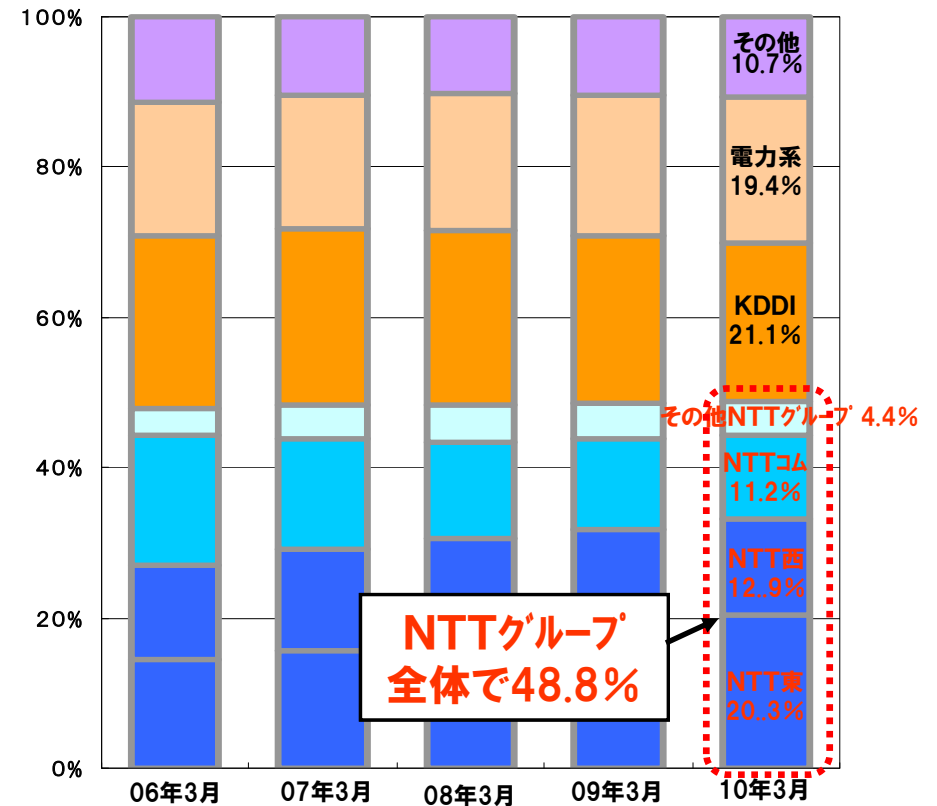
IPサービス市場におけるNTTグループのシェア

IPサービス市場においても NTTグループがドミナントであることに留意すべき

【IP電話(0ABJ番号)の契約者数と事業者シェアの推移】



【広域イーサネットの事業者シェアの推移】



出典:総務省公表資料

NGNに対する競争ルールの在り方

ドミナントであるNTT東・西のNGNについては、 公正競争を促進するルール作りが必要

問題点

- ・NGNについては、競争事業者との接続を前提として構築されていないため、網改造費等の負担を求められる事例が発生。

必要な措置

■NGNに対する一種指定設備規制の維持・強化

- ・競争促進の観点から、一種指定設備であるNGNについて規制を維持・強化。
- ・競争事業者が必要なタイミング、適切なコストでNGNの機能を利用できるようにすべき。

※なお、シェアアクセスの1分岐単位接続料や同様の開放措置の検討にあたっては、まずは、現在の設備競争(8分岐単位でのシェアアクセス利用を含む)の進展状況を慎重に見極める必要がある。

モバイル市場における競争促進

モバイル市場における競争の在り方

**本来、競争が機能していれば市場に委ねることが原則
ただし、競争上の問題がある場合は必要最小限の規制が必要**

接続料算定

- ・二種指定事業者でない事業者の接続料について、妥当性検証に必要な情報開示が不十分なまま水準が高止まり。

グローバル競争への対応

- ・グローバル競争の観点からも、モバイル市場への規制は原則不要。
- ・ただし、圧倒的なシェアを持つドミナント事業者による反競争的行為は問題。

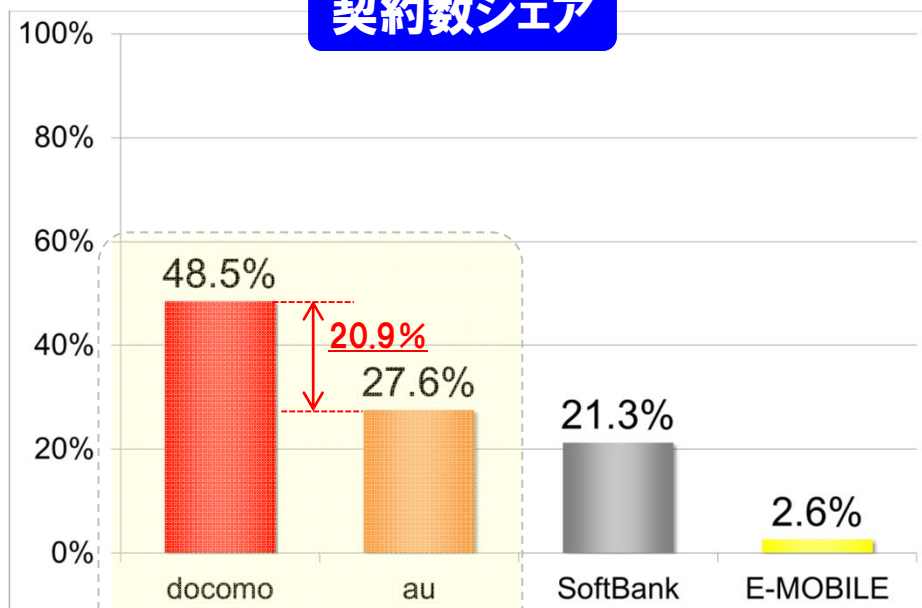
- ・そのような事業者については、接続料の透明性を高めるため、**接続料算定根拠や接続会計の公表**等、何らかの措置が必要。
- ・**すべての事業者を対象とする「着信独占」の考え方を適用することは過剰。**

- ・「注視すべき機能」という**アンバンドル概念は不要**。また、**ネットワークを持たないMVNO等への役務提供の「卸役務化」**を実施すべき。
- ・一方、圧倒的なドミナントであり、NTTグループ全体で市場支配力を持つ**ドコモへの行為規制は現行通り維持**すべき。

(参考1)日本におけるモバイル市場への規制

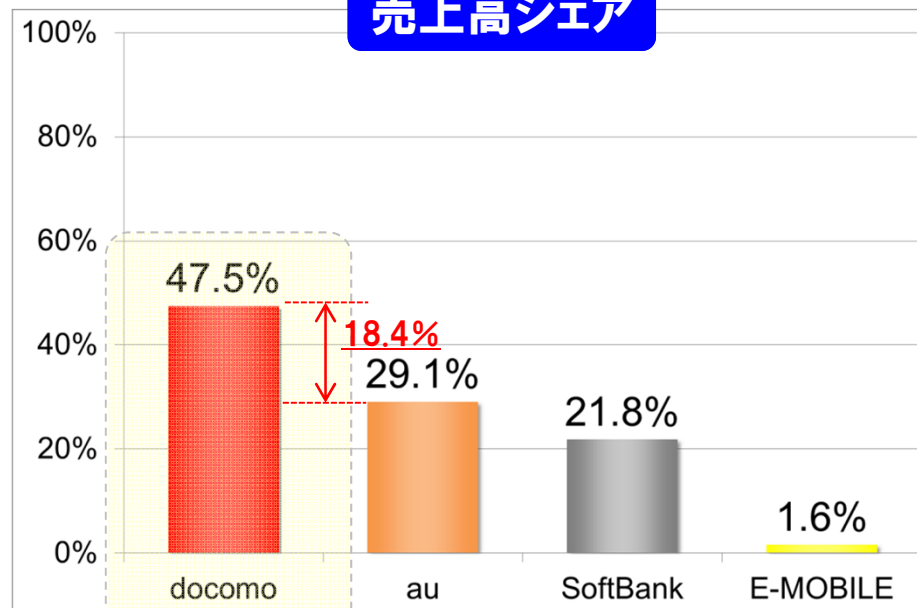
日本のモバイル市場においては、5割近いシェアを有し、市場支配力のあるドミナント事業者(NTTドコモ)が存在。競争状況を総合的に勘案して規制を適用している。

契約数シェア



**第二種指定電気通信設備制度
(接続関連規制)**

売上高シェア



**第二種指定電気通信設備制度
(行為規制)**

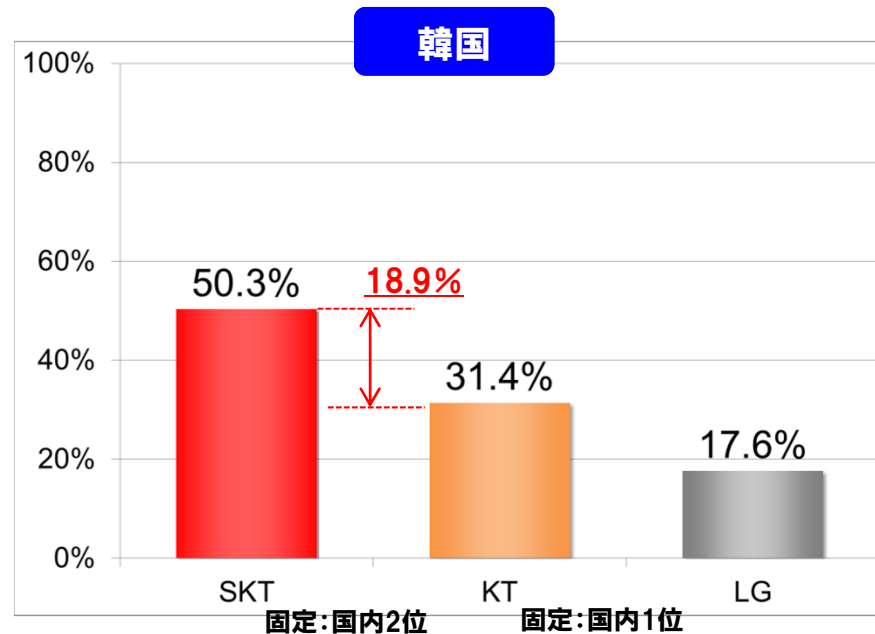
【接続関連規制】
端末設備シェア25%以上
(業務区域ごと)に適用

【行為規制】
収益ベースのシェアが25%以上に
個別に適用

(出典)契約数シェア:World Cellular Information Service (Informa Telecoms & Media) (2011年3月末)
売上高シェア:各社決算資料 (2011年3月末)

(参考2) 諸外国のモバイル市場①(韓国の契約者数シェア)

一方、日本と同様にシェア1位の事業者が約50%のシェアをもち、2位との差が20%程度ある韓国では、**シェア1位のSKTに対して厳しい規制**が課せられている。



・シェア1位の事業者が約50%のシェアを持ち、2位の事業者との差が約20%ある時点で市場シェアの状況は日本と似ている。シェア1位の事業者に対する規制は日本より厳しい。

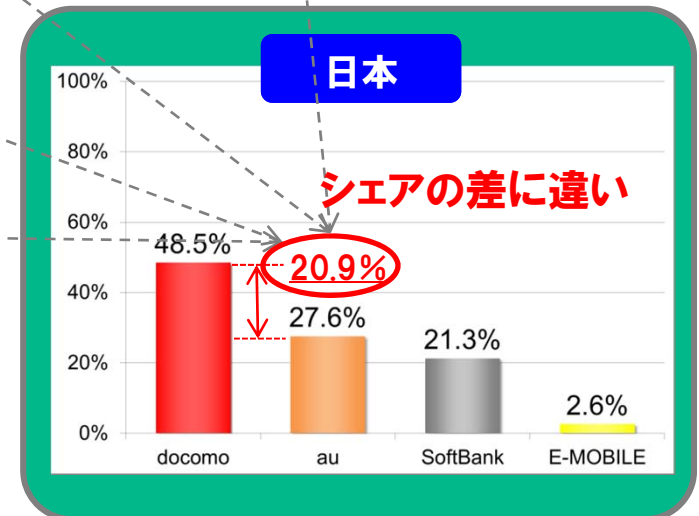
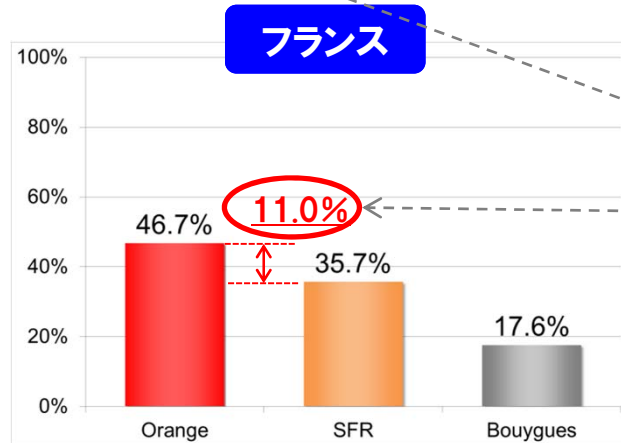
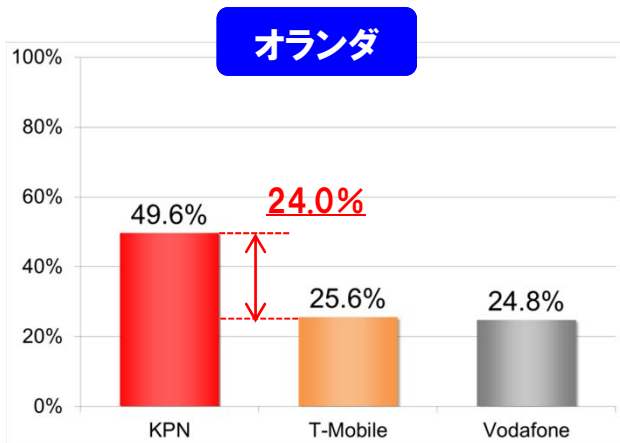
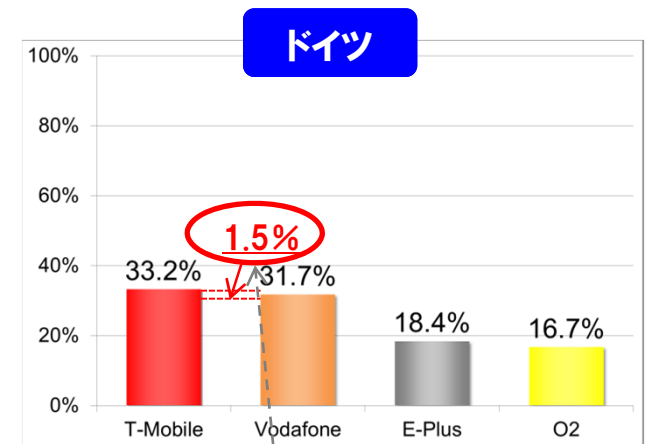
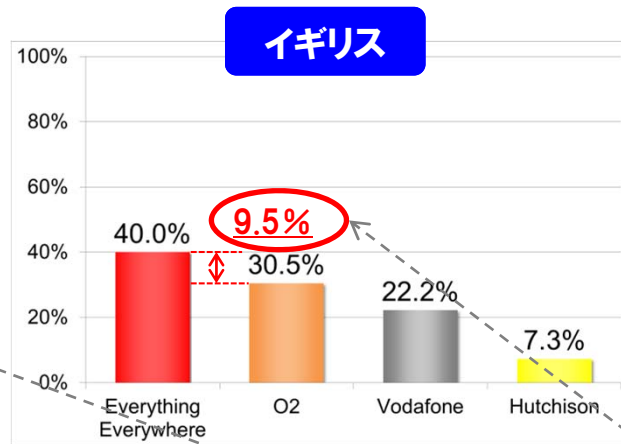
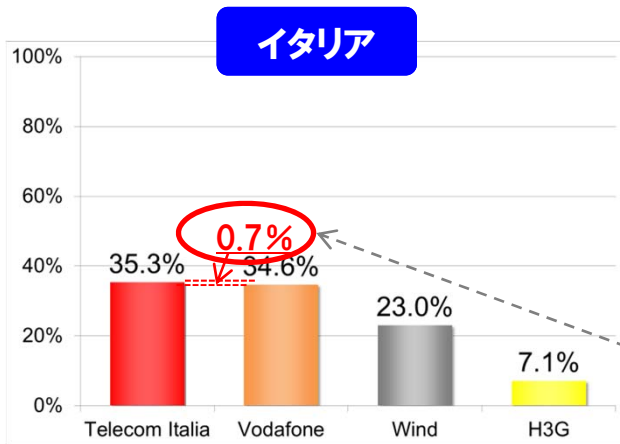
【シェア1位の事業者(SK T)に対する規制の例】

(小売料金) SK Tの小売料金のみ、KCCによる認可の対象となっている。

(MNP) SK Tユーザーからの片方向移転から開始された。

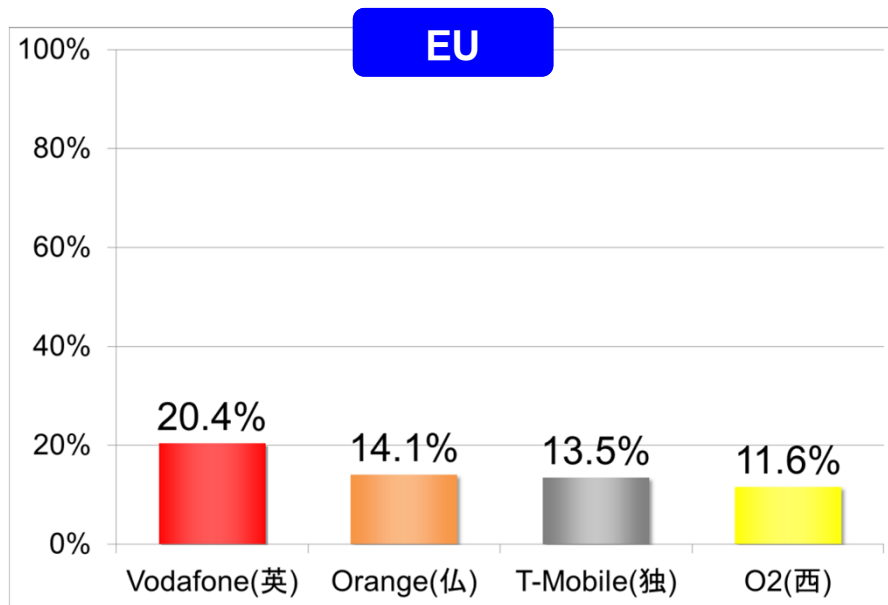
(参考3) 諸外国のモバイル市場② (欧州各国の契約者数シェア)

イタリア・イギリス・ドイツ・フランスについては、シェア1位の事業者と2位の事業者との差が日本と比較して小さく、**突出して高いシェアを持つ事業者はいない。**

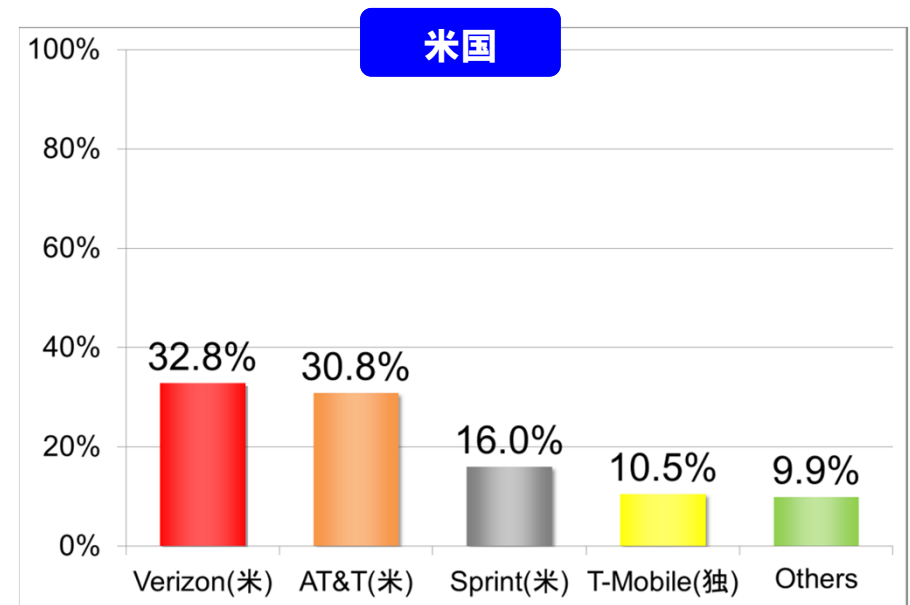


(参考4) 諸外国のモバイル市場③ (EU・米国の契約者数シェア)

ひとつの経済圏である欧州市場(EU加盟国27カ国合計)や米国市場をみると、同程度のシェアを持つ複数の事業者が競争している状況であり、日本のように突出して高いシェアをもつ事業者はいない。



*英国Everything Everywhere (Orange & T-Mobile)
契約数は折半(出資比率各50%)として算出



*2011年3月、AT&Tが米T-Mobileを買収

国境を越えて事業展開が行われており、どの事業者のシェアも約20%以下。

シェア1位と2位の事業者が激しい競争を繰り広げている。

NTTグループの独占性への対処

独占の弊害

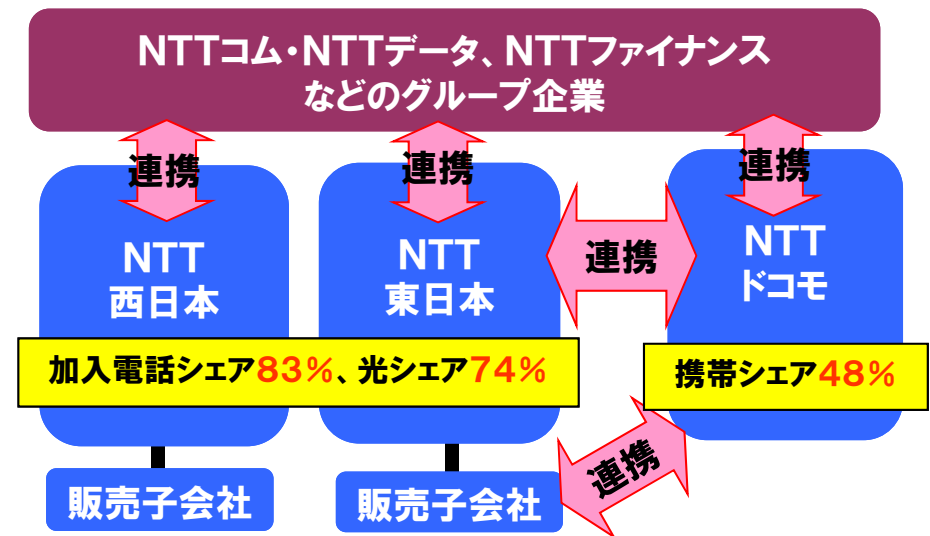
独占が進むとサービスの選択肢がなくなり、料金の高止まり・新サービス展開の遅れが生じるため、ユーザー利便は損なわれる

ボトルネック設備独占



- ・競争事業者との接続情報を営業活動等へ不正利用
- ・設備利用条件の非同等性

グループの連携



- ・排他的な連携によりグループ全体で市場を独占

機能分離(事業法改正)が導入されたが不十分

機能分離＝「情報の不正利用」の防止措置と子会社の監督義務化

＜対処が不十分な問題＞

- ① 設備利用条件の非同等性(⇒P. 9～14参照)
- ② グループ会社や代理店を介した反競争的行為
- ③ グループの排他的な連携

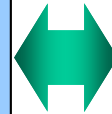
NTT東・西の活用業務が届出制へと緩和

ボトルネック設備を独占するNTT東・西が市場支配力を拡大するおそれ

活用業務の問題

活用業務の認可条件

公正な競争環境が確保
されていること



実際の運用状況

- ・設備利用条件の非同等性
 - ・グループの排他的な連携
- を防ぐ措置は不十分なまま！

一方で、..

今回のNTT法改正

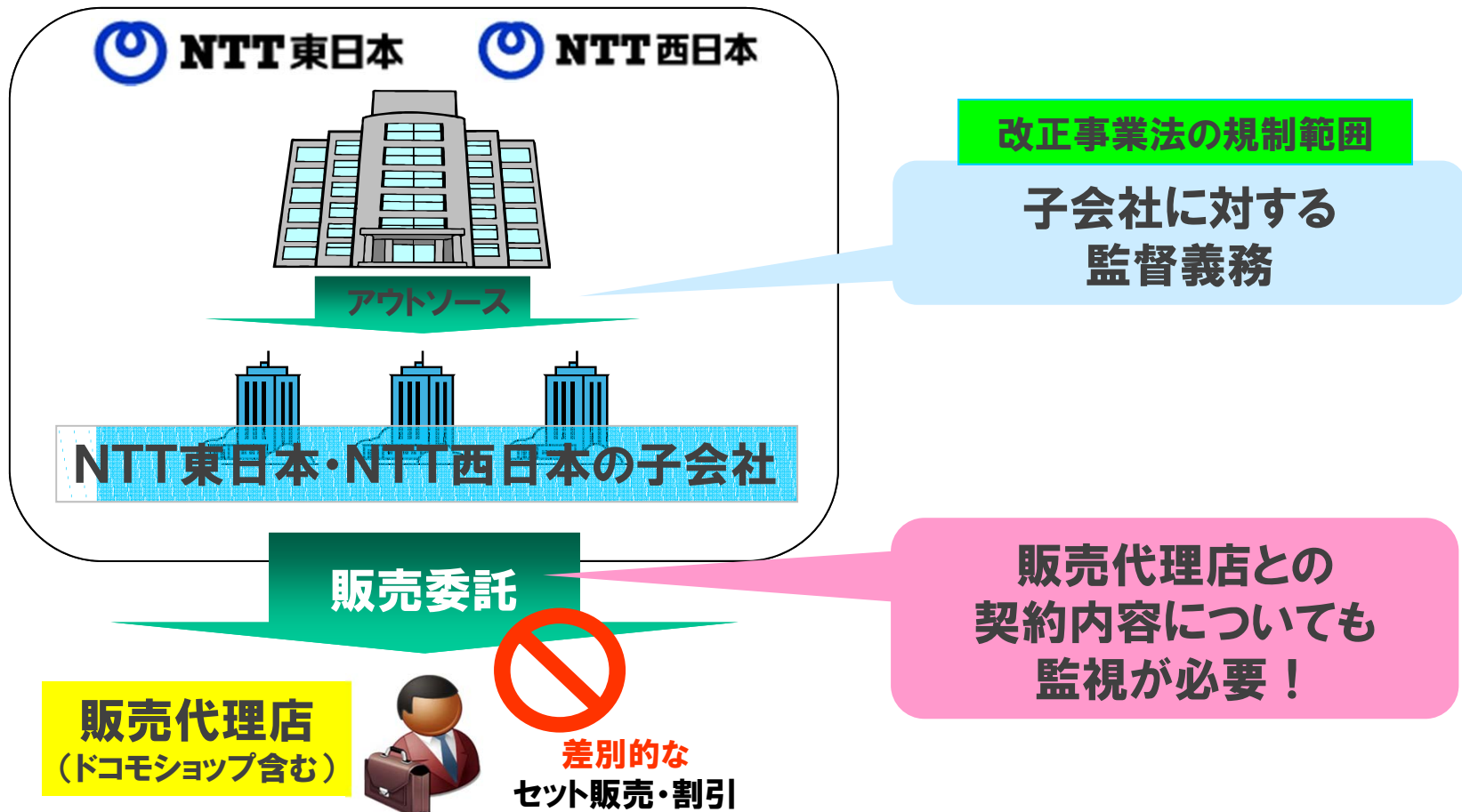
活用業務の手続簡素化(認可制から届出制への移行)

⇒NTT東・西に前述の反競争的行為の防止措置をしっかりと講じさせ、
十分な事前届出期間や公の意見の場を設けた上で、
これまで以上にガイドラインを厳密に運用すべき

活用業務は、そもそもNTT再編の趣旨をないがしろにするもの

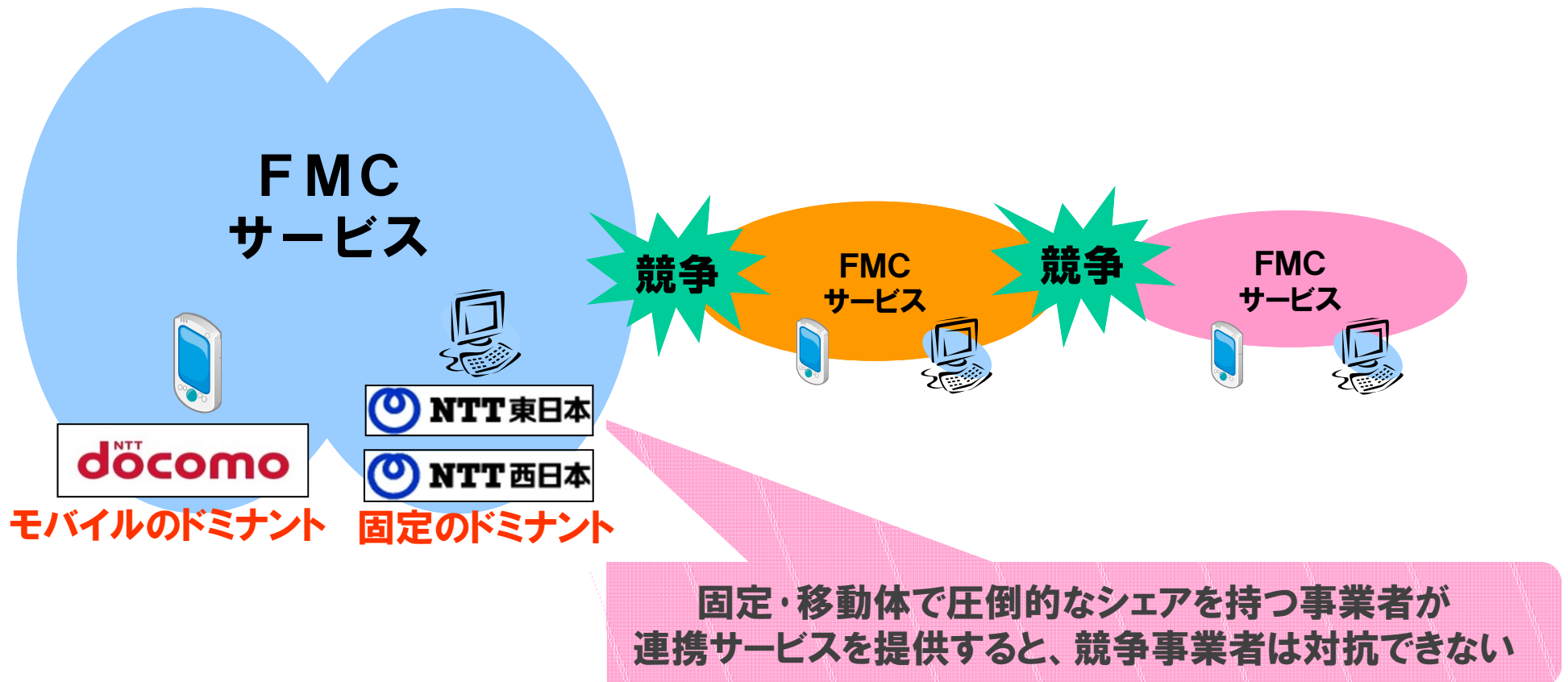
グループ会社や代理店を介した反競争的行為

NTT東・西は、販売代理店に対する販売委託契約の内容や販売インセンティブの支払状況等の実績報告を行うべき



グループの排他的な連携

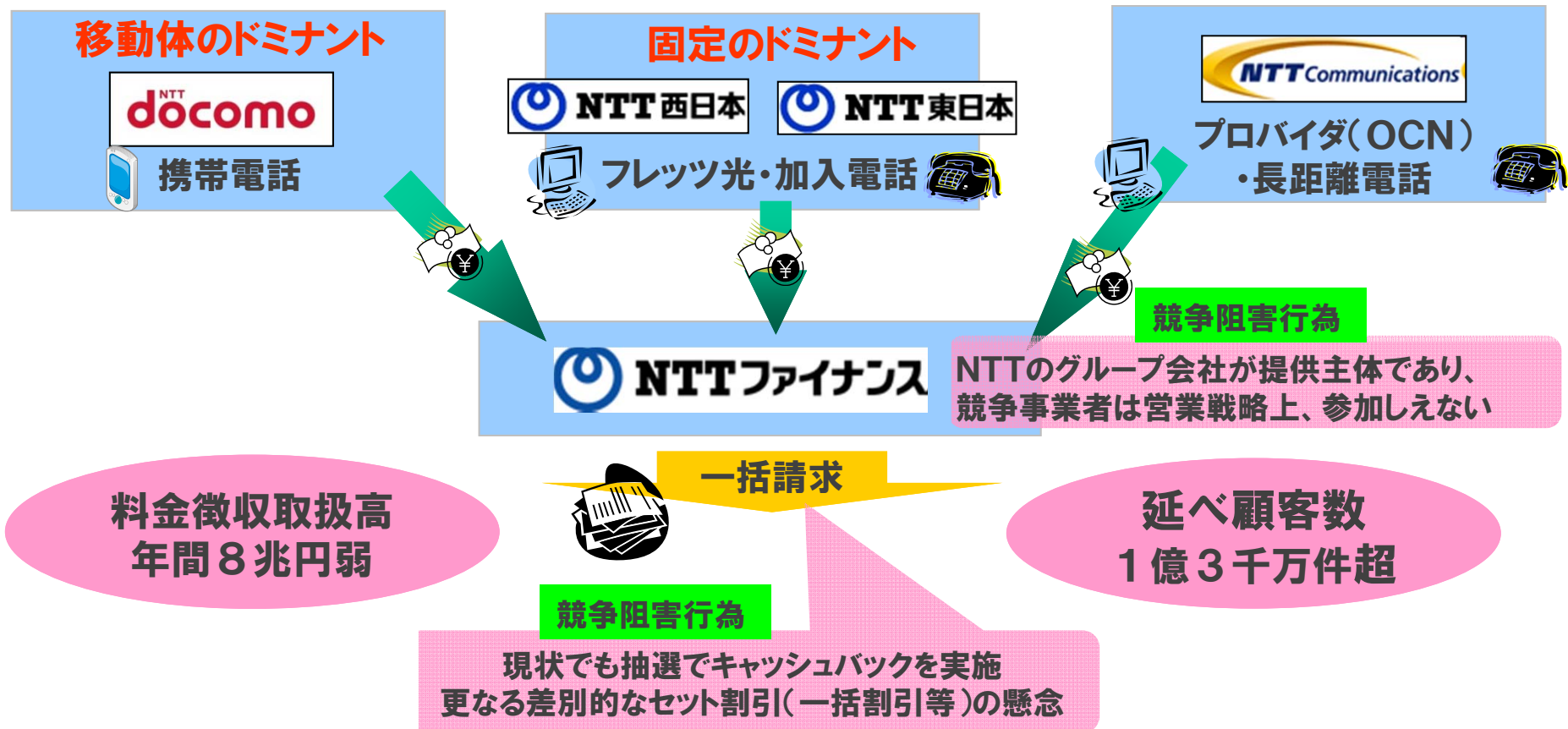
ドミナントであるNTT東・西とNTTドコモが連携するサービスが
今後開始されれば、競争が大きく損われる懸念がある



グループの排他的な連携の事例

NTTのグループ会社を介したNTT東・西とNTTドコモの
一括請求が既に開始されており、競争が阻害されている

現在提供中のNTTグループ一括請求サービス



グループ全体としての市場支配力

グループ連携の問題を踏まえると、
「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」
を検証する必要がある

必要な措置

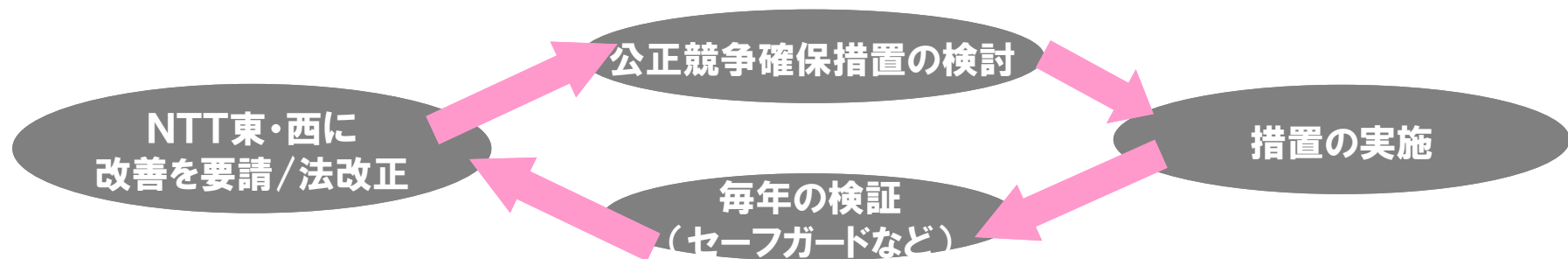
ボトルネック設備に起因するものに加え、
シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、
ブランド力、広告宣伝力、資本関係といった
NTTグループの市場支配力に基づくルールを導入

措置の実効性確保に向けた検証

**措置の実効性確保状況について検証を行い、
問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべき**

NTT東・西の報告に基づいて、「競争セーフガード制度」等の仕組みを活用し、
措置の実効性を委員会等の公開された場で毎年検証

NTT東・西の協力が得られず検証ができない場合や、措置が不十分なために
実効性が確保されない場合は、直ちに法改正を行って義務化



問題が解決しない場合には、3年後の包括的検証を待つのではなく、
ただちに**NTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直し**を行うべき